

文化審議会文化政策部会文化財ワーキンググループ運営規則（案）
（平成22年4月 日文化審議会文化政策部会文化財ワーキンググループ決定）

「文化審議会文化政策部会ワーキンググループの設置について」（平成22年3月23日文化審議会文化政策部会決定）に基づき、文化審議会文化政策部会文化財ワーキンググループ運営規則を次のように定める。

（総則）

第1条 文化審議会文化政策部会文化財ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 ワーキンググループの会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 ワーキンググループの会議は、ワーキンググループ構成者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（座長）

第3条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループ構成者の互選により選任する。

2 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

3 座長に事故があるときは、ワーキンググループ構成者のうちから、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開）

第4条 ワーキンググループの議事は公開して行う。ただし、特別の事情によりワーキンググループが必要と認めるときは、この限りでない。

2 ワーキンググループの会議の公開の手続きその他ワーキンググループの会議の公開に関し必要な事項は、別に座長がワーキンググループに諮って定める。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

附 則

この規則は、ワーキンググループ決定の日（平成22年4月 日）から施行する。